# 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

## 第一 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の修正

### 1 対象者の限定

被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則に係る対象者の範囲を、刑法又は児童福祉法等の性犯罪の被害者であって、18歳未満のもの又は精神に障害があるものに限定すること。

(刑事訴訟法第321条の3第1項第1号関係)

#### 2 聴取者からの捜査機関の除外

被害者の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則が認められる場合において採られるべき措置について、検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者が被害者の聴取を行うことを明記すること。

(刑事訴訟法第321条の3第1項第2号ロ関係)

### 第二 検討

政府は、この法律の施行後3年以内に、心理的外傷その他性犯罪の被害者が性犯罪により心身に受ける影響、性犯罪の被害者が子ども又は障害者である場合の特性、性犯罪の被害者の心身の健康を回復させるための方法その他の性犯罪における被害の実情に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、新刑法及び新刑事訴訟法の施行の状況等を勘案し、次に掲げる事項を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとすること。

- 一 積極的な同意がない状態でのわいせつな行為又は性交等を処罰するための新刑法第 176条第1項及び第177条第1項の罪の要件の見直し
- 二 新刑法第 176 条第 3 項及び第 177 条第 3 項に規定する年数の見直し
- 三 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力があることに乗じたわいせつな行為 又は性交等の罪の新設
- 四 性犯罪について公訴時効の期間を更に延長すること又は公訴時効の対象から除外することその他の性犯罪に係る公訴時効の在り方

(改正附則第20条関係)